

第74回人権週間 12月4日～10日

みんなで築こう 人権の世紀 考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心

1948年（昭和23年）12月10日、国連において「世界人権宣言」が採択されました。

これを記念して、日本でも12月4日から10日までの一週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及・高揚を図るための啓発活動を行っており、本市でも講演会を開きます。

誰もが安心して暮らせる社会へ向けて、人権や命の尊さについて、一緒に考えてみませんか。

人権週間講演会

- 日時 12月4日(月) 午後6時半～8時（開場 午後6時）
- 会場 まどかぴあ 多目的ホール
- テーマ 性の多様性と人権～理解の先にあるもの～
- 講師 荒牧明楽さん OVER THE RAINBOW 代表
NPO法人カラフルチェンジラボ 理事
nOU (nTech Online University) 学長



荒牧明楽さん

※手話通訳・要約筆記あり

※託児あり（利用希望者は11月24日(金)までに要予約）

※人権週間パネル展（まどかぴあギャラリーモールで、小中学生の人権に関する標語・図画ポスターなどの展示）も同時開催（12月4日(月)～10日(日) まどかぴあ閉館日を除く）

●託児の申し込みと問い合わせ先 人権男女共同参画課 ☎(580)1840



個人住民税（市県民税）の 特別徴収を徹底しています

個人住民税（市県民税）の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主が、従業員に支払う毎月の給与から市県民税を差し引き、納税義務者である従業員に代わって市町村に納入する制度です。

原則、全ての従業員が対象ですが、一定の基準に当てはまらず、特別徴収できない従業員がいる場合は、給与支払報告書を提出する際に「普通徴収申請書」による申し出が必要です。詳しくは、県ホームページの「個人住民税 特別徴収推進のひろば」を確認してください。



●問い合わせ先

◇制度・内容について

福岡県税務課個人住民税徴収

機動班 ☎(643)3049

◇手続きについて

市税課市税担当

☎(580)1828

住民票と

マイナンバーカードに 旧姓（旧氏）が 併記できます

婚姻などで姓（氏）が変わったときに、それまで使っていた姓を住民票やマイナンバーカードなどに併記することができます。希望する人は申請してください。

※地域行政センターでは申請できません。

●必要なもの ◇本人確認書類◇旧姓が確認できるもの（戸籍謄本など）◇印鑑◇マイナンバーカード

●旧姓が併記される書類

◇住民票の写し◇住民票記載事項証明書◇マイナンバーカード◇印鑑登録証明書

●申請と問い合わせ先

総合窓口センター受付・サービス担当

☎(580)1842

